

（行政機関個人情報保護法等の特例）
第二十九条① 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。）に關しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第

[illegible]

③ 独立行政法人等が保有する第十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九條第一項から第三項まで、第十三條第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條及び第四條第三節の規定は適用しない。ただし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、独立行政法人に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定（次表の右欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に替へる。）に替へられ、読み替へられる字句	読み替へられる字句	読み替へられる字句	読み替へられる字句	法律（第二十七号）第十三条
第二十八條 定める	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別理由があることを認め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第十七号）第三十五條第三項の規定により読み替へて適用する政機関係個人情報保護法第二十六條第一項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる。	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別理由があることを認め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第十七号）第三十五條第三項の規定により読み替へて適用する政機関係個人情報保護法第二十六條第一項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる。	法律（第二十七号）第十三条
第三十五條 当該保有個人情報の提供先	当該保有個人情報の提供先	当該保有個人情報の提供先	当該保有個人情報の提供先	法律（第二十七号）第十三条
独立行政法人等個人情報保護法第三條、第五條から第九條第	独立行政法人等個人情報保護法第三條、第五條から第九條第	独立行政法人等個人情報保護法第三條、第五條から第九條第	独立行政法人等個人情報保護法第三條、第五條から第九條第	法律（第二十七号）第十三条

特定個人情報関係の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止
第二十三条第項及び第項に規定する記録に記録された特定
個人情報関係にあつては、その開示及び訂正を実施するために特
に必要な措置を講ずるものとする。改正後の第二十三条

特定個人情報保護を図るための連携協力
第三十五条(一)委員会は、特定個人情報保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置ける組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。(改正後の第三十三条の二)

(指導及び助言)
第三十六条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個

同条四項の規定による公表を行うために必要であると認めるときは、官公署に申し、法人番号保有者の番号又は名称及び本店又はたつた事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(改正後の第四一條)

第四五條 (略) 改正後の第四一條

読み替えられる 独立行政法人等個人情報 保護法の規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
----------------------------------	---------------	---------

じ。は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第九条第四項の規定に基づく場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて、特定

し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに關し、併せて指導及び助言

第五三條 第二十五條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(改正後の第五〇條)

第二十六条第一項
開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところ
開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三

第三条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。（改正）

第三七条・第三八条（略、改正後の第三四条・第三五条）
（適用除外）

第五六条 第三十七條第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
（改正後の第五三條）
（改正後の第五五條）
（改正後の第五六條）

により、手差料を納めなければならないときは、当該開示の実施に關し、手数料を徴収することができる。

第三四条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

十九条第十二号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。(改正後の第三六条)

第五七条 第三十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは事実を巨視、誇張、若しくは隠蔽した者の

第三十五条
当該保有個人情報
の提供先
総務大臣及び行政手続にお
ける特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関す
る法律第十九条第七号に規

第五条① 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、

第四二条 (略) 改正後の第三九条

(情報提供の求め)

第四三条① 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法

は一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(改正後の第五四条)

第五八条 (略、改正後の第五五条)

提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開

一、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。）を業として行う個人を含む。）報

の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるもの）をいう。第四十五条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとす

第五十九條 第五十條から第五十五條までの規定は、日本国外に
おいてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。(改正後の第五
六条)

第六〇条① 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めの

	のに限る。)
--	--------

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に

(2) (略)

(改正後の第四〇条)

(資料の提供)

あるものを含む。以下この項において同じ。この代表者若しくは
管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者
が、その法人又は人の業務に関して、第五十一条、第五十二条、
第五十四条又は第五十六条から第五十八条までの違反行為をし
たときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても

[illegible]

五、政治団体
政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に
供する目的
② 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は、特定個人情報報の安
全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報報の取扱いに

番号の指定を行うために必要があるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法

②(略)も 各本条の罰金刑を科する。
(改正後の第五七条)

行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この行政法人等及び地方独立行政法人とされている措置の趣旨を踏ま節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏ま保有。当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が、保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該

困る。吉竹の処理はその作の特定人物、吉竹の近エが取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
(改正により削られた)

② 作成される登記簿に記録されたものに限る。その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第四十二条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は